

有価証券届出書の提出免除基準の 引上げ等、検討

金融審議会デイスフロージャーWG

去る10月15日、金融庁は第3回金融審議会デイスフロージャーワーキング・グループ(座長・神作裕之・学習院大学法学部教授)(以下、「本WG」という)を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

有価証券届出書の免除基準の検討

検討

(1) 提出免除基準の見直し

第1回の本WGでは、有価証券届出書の提出免除基準を現行の1億円から引き上げ、スタートアップ等への投資を促進すべきとする方向性におおむね賛同が示されていた。

これを受け、事務局は、①届出免除基準がかつて5億円であったこと、②投資者保護とスタートアップ支援の両立を図る妥当な水準であること、③クラウドファンディング上限額との整合性があることから、5億円への引上げを提案した。また、5億円に引き上げた場合は、従来有価証券届出書が提出されていた募集(1億円以上5億円未満)について有価証券届出書

が提出されないことになるため、当該募集等については、会社法上の事業報告や計算書類の添付を義務づけ、有価証券通知書をEDINETで公衆縦覧に供することで、投資者保護を確保しつつ発行者の負担を抑えるとしている。

委員からは、事務局案に賛同する意見が聞かれたものの、「国際的にみれば10億円に引き上げてもよいくらいだ」との意見も一定程度聞かれた。

(2) 少額募集制度の見直し

少額募集制度は、通常の株式に比べて簡易な様式による有価証券届出書の届出を可能とする制度であり、1998年の法律改正により有価証券届出書の提出免除基準を5億円から1億円に引き下げた際、従前開示義務のなかった1億円以上5億円未満の範囲の募集等について適用される制度として導入された。

(1)で前述した有価証券届出書の提出免除規定を5億円に引き上げた場合、少額募集制度について事務局は、次のいずれかの対応を検討する必要があるとした。

応を検討する必要があるとした。

(案1) 廃止する

(案2) 利用可能な募集等の範囲を見直し(5億円以上10億円未満の募集等)したうえで存置する

この点、資金調達を目的とする有価証券届出書の提出件数を金額別に分類した場合、1億円以上5億円未満と5億円以上10億円未満の件数が多数であり、後者のボリュームゾーンに対応する方策として、事務局は少額募集制度を存置する案2をとるほうが投資者保護と開示負担のバランスに配慮した段階的な開示制度を整備できるため適当ではないかとした。

委員からは、案2への賛意が聞かれたものの、「通常の募集金額基準との差額範囲を埋めるために導入された少額募集制度の経緯からすると、埋める差額範囲がなくなつたので廃止とするのが適当」などの理由から案1を支持する意見も聞かれた。

株式報酬に係る開示制度の見直し

第1回本WGでは、日本の非上場会社や日本市場に上場していない外国の会社が、役員・使用人に株式報酬を交付する場合

についても、有価証券届出書の提出を不要とすべきとの提案を行い、賛意が聞かれていた。

そこで事務局は、有価証券届出書の提出を不要とする方法について次の①、②が考えられるが、取締役等に対する株式報酬やストックオプションの付与の考え方に近い②としてはどうかと提案した。

① 上場株式に係る現行の制度枠組を前提に、有価証券の「募集」には該当するとしつつ

で、その特例として有価証券届出書の提出を免除する方法
② 上場株式の付与も含めて、そもそも「募集」に該当しないとする方法

委員からは、事務局案への賛意が多く聞かれた。

*

そのほか、潜在的特定投資家を特定投資家私募の勧誘の相手方に追加するなどの、特定投資家私募制度の見直しに関する議論も行われた。

会計

のれんの非償却について、個人投資家視点からの意見聴取

—ASBJのれん非償却公聴会—

去る10月20日、企業会計基準

委員会は、第560回企業会計基準委員会(第5回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会)を開催した。

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、財務諸表利用者として永沢裕美子氏(フォスター・フৌラム(良質な金融商品育てる会)世話人)から、個人投資家の立場での意見を聴取し

個人投資家の状況

個人投資家は、企業の財務諸表自体でなく、四季報やYahoo!ファイナンス等に掲載されているPL(営業利益、経常利益、当期利益)をみて投資判断を行っているのが大半である。

日本基準が国際基準かの議論

前提

日本基準と国際基準が混在し

ているなか、投資の本質は比較であり、異なる基準が混在する現状は問題であると考える。

一般の個人投資家にとって、基準が混在していることや「のれん」が発生することについても知られておらず、機関投資家との情報格差が生じているのかもしれない。

また、企業経営者のなかには実際より「業績をよく見せたい」という欲のある人もいて、その意図を会計監査人や社外取締役が見抜くことが難しいことが問題である。

のれんの償却・非償却

のれんの非償却導入の前提として、「のれん」の現在価値が定期的に厳格に評価される必要がある。突然の減損や特損の発生は一般の個人投資家に衝撃を与えるが、企業にとっては「のれん」の毎年評価は監査コストの増加になる懸念がある。そのため、のれんの償却に合理性はあると考える。

個人投資家に「のれん」の存在を意識させ、その情報も踏まえた投資判断を可能とする情報開示が求められる。個人投資家は財務諸表の注記がどのように利益に反映するかがわからないので、四季報等でわかるように

するための投資家への情報提供が必要である。

「のれん」の償却方針について一般投資家にも見える形で説明を義務づけ、加えて、損益計算書の営業利益の前に『のれん』償却前営業利益』を表示することはできないか。

委員との質疑応答

委員から「のれんの非償却を導入するには、ガバナンスの充実などを前提とすべきか」との質問に、説明者は「役員の成功報酬が導入されているなか、経営者が業績をよくみせようとすることを防ぐためのガバナンスが求められる。のれんの非償却は大半の企業では時期尚早、特にガバナンスが機能していない企業の存在には危惧する」と回答した。

また、計上区分の変更の賛否については、「特損への計上は違和感がある」と反対した。

委員から「スタートアップのスピーディな成長は個人投資家にとってもプラスか」との質問に、説明者は「個人投資家に大きなリスクを取らせるのではなく、スタートアップの資金調達は機関投資家を中心になるべき」と回答した。

経理に「効く」法律雑学

再審

裁判で死刑判決を受けた被告人が、その後の再審で無罪となることがあります。

日本弁護士連合会（日弁連）のホームページには、「免田事件」、「財田川事件」、「松山事件」、「島田事件」という冤罪事件について、再審の経緯が掲載されています（「死刑判決が確定したえん罪事件の例」）。

日弁連によると、1959年に再審支援の取組みを開始して以来、これまでに36件の再審事件を支援し、そのうち20件について再審無罪判決が確定しているそうです。

刑事裁判は被告人に拘禁刑や死刑を科すかを決める手続ですから、真実の発見が一層、重要となります。裁判に間違いがあると、拘禁によって失われた時間、死刑によって失われた命を取り戻すことはできません。

そのため、「刑事裁判」のルールは、極めて厳格に定められています。たとえば、刑事裁判では、「証拠が自白しなければ、有罪にならない」とされています（刑法319②）。「聞いたところによると、〇〇らしい」という伝聞（又聞き）は原則として証拠にすることができません（刑訴

法320①）。

人類の歴史上、たくさんの冤罪を生んできた反省を踏まえ、真実の発見を目的として、極めて厳格で精緻な刑事裁判のルールが定められました。それでも、死刑判決の冤罪が生じてしまうのです。

だからといって、無条件に何度でも裁判ができるのであれば、裁判官が判決を出す意味がなくなります。いつまで経っても判決が確定しないのですから、あらゆる事件について処罰ができなくなってしまうのです。

検察官が「絶対に悪は逃さない」という気概で仕事に臨むことで、私たちの安全が守られていることは確かです。法制度としては、裁判官が認定して確定した事実を、とりあえず「真実」とみなすことも必要です。

「刑事裁判」のルールを考えるうえでは、「①犯罪者を処罰する目的」と「②冤罪を防ぐ目的」の両方を踏まえる必要があります。

①の目的を実現するには、一度決まった裁判がやり直せるのは、不都合です。他方で、②の目的を実現するには、間違いを正すため、裁判をやり直せるしくみが必要となります。

この2つの対立する目的に鑑みて、現在の法律は、「再審」という制度を定めています。

「再審」とは、間違えた裁判を後から正す制度、つまり、「やり直しの裁判」です。

もっとも、刑事裁判の判決が最終的に確定すると、その後は「証拠が偽造であったことが証明された」、「無罪の明らかな証拠が新たに発見された」といった特別な理由がない限り、再審を求めることはできません。

再審を開始できる理由が限定されていることは、①の目的に照らせば、仕方ないかもしれません。

しかし、②の目的から、「間違いを正すしくみは万全なのか」と問いつけることが肝要です。

たとえば、現在の法律では、再審の手続において、検察官に「過去の裁判で法廷に提出しなかった証拠」を開示させる制度がありません。

冤罪であれば、被告人とされていた人は、一転して被害者となります。冤罪の被害者を救済するには、法廷に提出されなかった証拠（検察官の手元にある証拠）も再審の手続で利用できる制度が必要といえます。

弁護士
白川 敬裕

金融資産の減損に関する改正基準案等、公表議決 — ASBJ

去る10月20日、企業会計基準委員会は、第561回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

金融資産の減損

第559回親委員会（2025年11月1日号（No.1758））情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準等の改正文案について、審議が行われた。

「金融商品に関する会計基準」等、15本の基準等の改正文案が示された。

これらの公開草案について、出席委員全員の賛成をもって公表議決された。

また、補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」の公表についても、委員より了承された。

事務局から、10月中の公表を目標とし、コメント期限は2026年2月6日と言及された。

中期運営方針

ASBJがおよそ3年ごとに

の情報はSSBJ、財務諸表内外の情報のつながりについては両委員会連携すると整理した。

(3) 国際的に整合性のあるものとするための取組み

金融商品について減損に関する基準開発を進めつつ、金融資産および金融負債の分類および測定に関する見直しの着手について議論を行う。また、保険契約全般に関する基準の開発についても金融商品の分類および測定に関する議論とあわせて議論を行うとした。

委員からは、「(2)について、

会計

法人税等会計基準の文案等、検討

— ASBJ、税効果会計専門委

去る10月16日、企業会計基準

委員会は、第97回税効果会計専門委員会を開催した。第96回専門委員会（2025年10月10日号（No.1756））情報ダイジェ

スト参照）等に引き続き、法人税等会計基準の見直しについて、事務局がこれまで行なった提案を反映した文案が示され、検討が行われた。

また、同テーマについて10月20日開催の第561回親委員会

非財務情報とサステナビリティ情報は必ずしもイコールではないが、サステナビリティ情報以外の非財務情報もSSBJが担当するののか」という質問に「抜け落ちがないよう、このような線引きをしている」と回答があった。

その他

事務局は、第559回親委員会（2025年11月1日号（No.1758））情報ダイジェスト参照）で審議したバーチャルPPAに関する実務対応報告について、次回親委員会（11月4日開催予定）で公表議決したい旨を示した。

改正税効果適用指針の文案

「法人税等」の定義を「法人税その他課税対象利益を基礎とする税金」とするほか、法定実効税率の定義について、現行の算式を削除し、「法令を適用して算定された、課税対象利益に対する税負担」とする案が示された。なお、補足文書で情報提供すること等を今後議論したいとした。

でも審議された。

主な審議事項は次のとおり。

改正法人税等会計基準の文案

見直し後の基準の適用時期について、最終基準を公表した日から1年程度経過した年の4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用すると明記されるところに、前回の検討を受けて、適用初年度の比較情報について新たな表示方法に従い組替えを行わないことができるとする経過措置が盛り込まれた。

専門委員からは、前回の検討で設けないこととなった住民税（均等割）に関する経過措置について、それを設けていないことがわかるようにしてほしいとの意見が聞かれた。

また、第561回親委員会では、「比較情報に関する経過措置を入れた経緯を、結論の背景などで説明したほうがよい」などの意見が聞かれた。

「改正実務対応報告42号の文案」実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」について、今後、防衛特別法人税も入ることから、「法人税及び地方法人税に関する会計処理」から「法人税などのグループ通算制度の対象とされている

税金に関する会計処理」と、より一般的な表現への置換えや、設例を削除し補足文書で対応する案などが示された。

改正移管指針6号の文案

移管指針6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の法人税等の表示区分において、法人税の支払額に含めないものとして、住民税（均等割）を追加するなどの修正案が示された。

実務対応報告公開草案「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の文案

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」における「防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防衛法）」の改正により創設された、防衛特別法人税の会計処理および開示に関する当面の取扱いの文案が示された。

・防衛特別法人税に関する会計処理

地方法人税と同様に取扱うものとして、法人税等会計基準の定めに従う。

・税効果会計に関する会計処理

- ① 防衛特別法人税について、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いる税率は、地方法人税と同様に取扱うものとして、税効果適用指針の定めに従う。
- ② 法定実効税率の算定において、地方法人税と同様に防衛特別法人税率を考慮して算定する。

適用は、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度および事業年度の期首からとする。専門委員からは、特段異論は聞かれなかった。

会計

IFRS S2号の修正案に対応する気候基準の改正の検討、進む—SSBJ

去る10月23日、SSBJは第58回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

- ① IFRS S2号の修正案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
- ② コメントの募集期間

SSBJにおけるIFRS S2号「気候関連開示」の修正

第561回親委員会では、「本実務対応報告は、改正法人税等会計基準が適用された後には不要になるが、自動的に削除されるのか」との質問に、事務局から「改正法人税等会計基準と並列に存在しても問題ないものであるが、会計基準適用後のような形にするか、今後検討する」との回答があった。

*

受取利息および受取配当金に課される源泉所得税等、親会社および国内子会社が外国の法令に従い納付する税金に関する定め、ならびに結論の背景の文案は次回以降別途検討する予定。

（図表1） GHG排出に関する修正・追加事項

- ① ファイナンス・エミッションは、スコープ3カテゴリ15の全部または一部を構成するものであることを明確にする。
- ② スコープ3温室効果ガス排出を開示するにあたり、カテゴリ15に含める温室効果ガス排出をファイナンス・エミッションに限定すること、およびデリバティブに関連する温室効果ガス排出をカテゴリ15から除外することができることとする。
- ③ 除外したスコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出に関連する金融活動およびデリバティブについての説明を求める。
- ④ スコープ3カテゴリ15にファイナンス・エミッション以外の温室効果ガス排出を含めている場合、スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の開示に含めたファイナンス・エミッションの小計を求める。

（図表2） ファイナンス・エミッションに関する修正・追加事項

- ① ファイナンス・エミッションの絶対総量およびグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために、「世界産業分類基準」を用いるとの要求に代えて、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で産業別に分類することができ産業分類システムを用いるとの要求に修正する。
- ② ファイナンス・エミッションの絶対総量およびグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために用いた産業分類システムの説明および選択した理由などの開示を追加する。

程度を想定しているとした。

委員からは賛意が聞かれた。

- ② スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定および開示

IFRS Bの公開草案と整合的にするため、図表1の修正・追加を行う。

委員からはおおむね賛意が聞かれた。

- ③ ファイナンス・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」の使用

IFRS Bの公開草案等の内容と整合的にするため、図表2の修正・追加を行う。

また、現行の気候基準におけるファイナンス・エミッションの開示に関する当面の取扱いを削除する対応案が示された。

- ④ 委員からは賛意が聞かれた。事務局はIFRS Bボード会議の暫定決定の内容と整合的にするための次の案を提示した。

- ① 適用時期について、2027年1月1日以後開始する年次報告期間からの適用とし、早期適用を認める。
- ② 気候基準の改正に伴う比較情報の更新に関して、一定の項目について、改正気候基準を適用する最初の年次報告期間において、比較情報の更新を求める経過措置を追加する。

委員からは異論は聞かれなかったものの、比較情報の更新が求められるケースの判別について整理を求める意見が聞かれた。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 10月15日	サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」(公開草案)	JICPA	わが国におけるサステナビリティ情報に関する制度保証の開始に向けて、サステナビリティ情報の保証業務に関する新たな実務指針について、国際サステナビリティ保証基準(ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」と整合する形の実務の指針として、起草されたもの。コメント期限は2025年12月15日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20251015gjq.html
2025年 10月16日	企業会計基準37号「期中財務諸表に関する会計基準」等	ASBJ	2024年3月に中間会計基準等が公表されたが、その検討にあたって上場会社および財務諸表利用者から聞かれていた、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見に基づき、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合したもの。 https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2025/2025-1016.html

金融

市場が示す積極財政と金利の行方

10月21日召集の臨時国会では高市早苗自民党総裁が首班指名を受け、高市政権が発足した。国債市場では、すでに高市総裁誕生を受けて長期金利が一時1.7%近辺まで上昇した。新政権が「責任ある積極財政」を掲げたことが背景にある。物価高と実質賃金の停滞が続くなかで、補正予算や公共投資の拡大が見込まれており、短期的には景気安定への寄与が期待される。

一方で、財政拡張による国債発行増加は長期金利上昇の要因となり、国債市場の流動性低下への懸念も残る。長期金利は2008年以来の高水準にあり、財政と金融の調整力が問われる局面に入っている。高市首相は就任会見で「金融政策運営は日銀の専権だが、政府も責任を持つ」と述べ、日銀との協調姿勢を強め、内需下支えのため利上げには慎重とみられる。これは個人消費の回復が遅れていることが背景にある。もともと、財政主導の景気刺激策が長期化すれば、国債増発に伴う金利上昇圧力が再び強まる可能性がある。財政拡張が市

場でのように受け止められるかは、その支出が短期的な物価対策にとどまるか、それとも将来の成長投資と位置づけられるかに左右されよう。前者であれば、円安とインフレ期待の高まりが意識され、後者であれば、一定の金利上昇は許容されるとの見方が広がる。

さらに、海外勢による日本国債の売買も金利変動の一因である。海外投資家の保有比率は約12%で、為替変動を背景に短期的な売買が増えれば、需給のわずかな変化でも金利の振れ幅を拡大させやすい。海外では、米国が利下げ転換を探り、欧州が景気減速下で財政余力を模索するなど、政策の方向性が分かれ始めている。

こうしたなかで、日本の積極財政は、国債市場の安定を保つうえで市場の信認維持が一段と重要となる。高市政権に求められるのは、景気刺激と財政規律の両立という難題への明確な説明責任であり、その持続性を占ううえで、今後の長期金利と国債需給の動向が注目される。

証券

株式市場の新政権への期待はかなえられるか？

自民党総裁選挙で積極財政派の高市氏が勝利したとき、「高市トレード」が盛り上がり、日経平均は10月6日に4.8%上昇した。ところが、首相選出選挙を前にして、公明党が高市氏の基本的な政治姿勢に反発して、連立を離脱する決断をした。

この結果、高市氏が首相になれるか不透明な展開となり、株価も足踏み状態になった。高市総裁は公明党に代わる連立パートナーとして日本維新の会を呼び込むことに成功、首相選出選挙の勝利を確実なものにした。

そして、高市氏が首相に選ばれた10月21日、「高市トレード」が再燃、日経平均は取引時間中に5万円近くに接近した。

株式市場が高市首相の積極財政、経済成長政策に期待したことは間違いないが、新内閣の財務相に片山さつき氏が就任したことは、新内閣の財政政策の方向性をどう判断すべきか、悩まされるところである。

というのは、片山氏は財務省のエリート官僚出身であるが、財務省出身者のなかでは異端的

な積極財政派とされるからだ。このため、高市首相は片山氏が自分の積極財政政策を実行してくれると期待して選んだと一応は考えられる。しかし、首相自ら総裁選挙中に「責任ある積極財政」と繰り返しように、単に財政支出拡大を目指すものではないことを強調して、数多い財政慎重派を説得しようとしていた。財政を熟知している片山氏には財政拡大期待派と財政慎重派の要求をバランスさせるようなアイデアを期待しているのではなからうか。

片山新財務相は就任直後、「経済再生と財政健全化の両立」と主張した。まだ言葉だけだが、与野党揃って今年末までの臨時国会で決定すると主張しているガソリン税の旧暫定税率の廃止をめぐる議論が財務相の本心を明らかにしていくだろう。

新政権発足直後の内閣支持率は、60〜70%に達した。この支持率や株価を維持できるかどうか、史上初の女性首相が率いる内閣の政策手腕にかかっている。